

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第106号）（建設局自転車政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、道路附属物自転車等駐車場の利用料金の上限額の適正化を図ることとしました。

1 利用料金

区 分	1日1回につき	
	改正前	改正後
原動機付自転車及び自動二輪車	300円	310円

2 定期駐車券

区 分		利 用 料 金	
		改正前	改正後
自転車	一般	円 2,700	円 2,820
	学生及び障害者等	2,500	2,610
原動機付自転車及び自動二輪車		4,500	4,710

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第106号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「300円」を「310円」に改める。

第9条第3項第1号ア中「2,700円」を「2,820円」に改め、同号イ中「2,500円」を「2,610円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「4,710円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による本市が道路の附属物として設置する駐車場で自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）（以下「自転車等」という。）の駐車の用に供するもの（以下「自転車等駐車場」という。）の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車等の自転車等駐車場の利用に係る料金については、改正後の条例第7条の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)